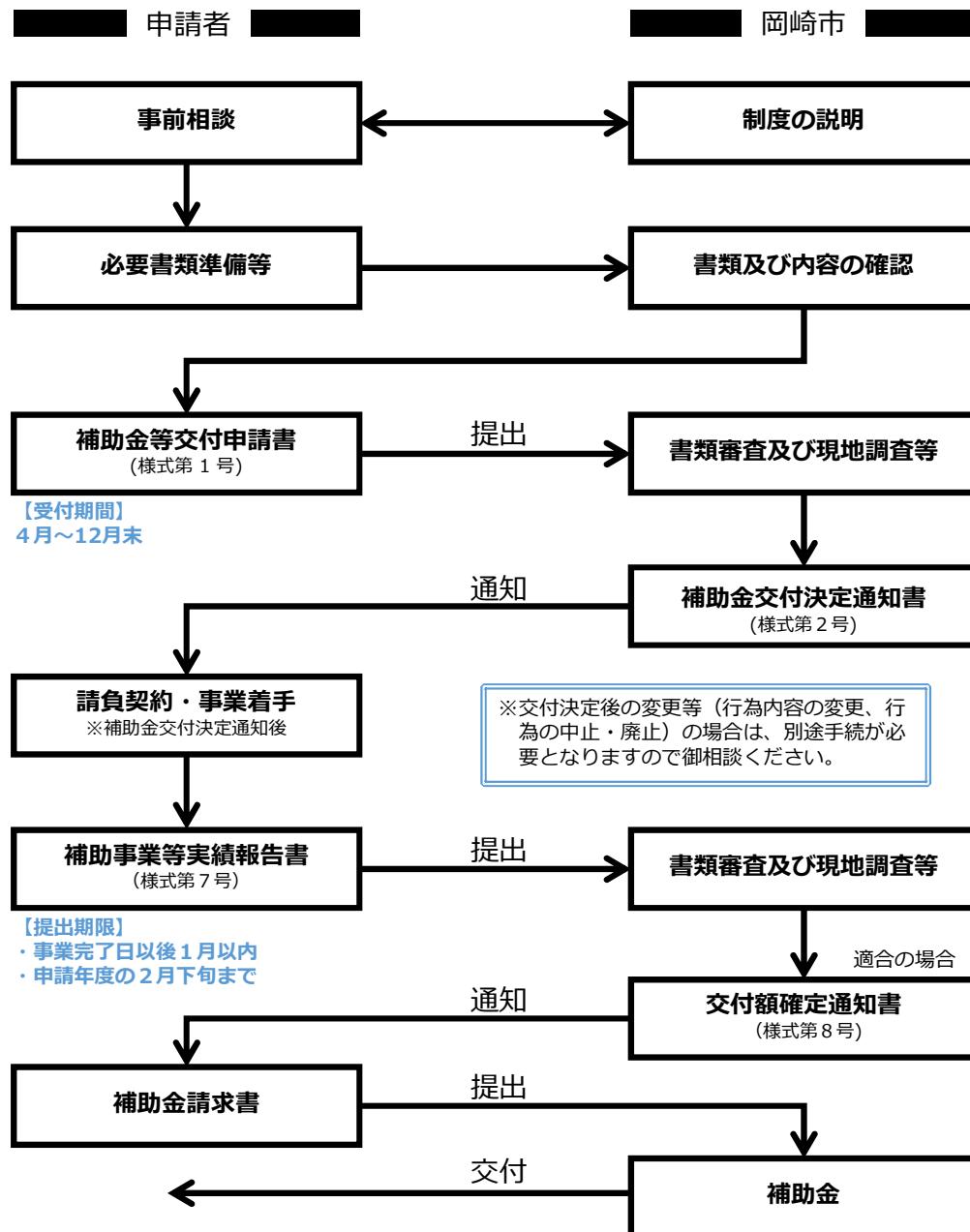


6 補助金交付までの流れ



お問い合わせ 岡崎市都市政策部 まちづくりデザイン課 景観まちづくり係

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL 0564-23-6261 /FAX 0564-23-7967 URL <http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu1139.html>

景観重要建造物補助金制度の手引き

市では、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）第50条第2項及び第3項の規定に基づき、景観重要建造物に指定された物件を対象に、その外観の保全に必要な費用の一部を予算の範囲内で助成します。

1 補助等対象者

景観重要建造物の所有者又は保全に係る建築行為等をしようとする者
(国の機関又は地方公共団体その他市長がこれに類する者と認めるものを除く。)

2 補助対象行為等

- (1) 補助割合はすべての項目について、2分の1となります。
- (2) 各項目を組み合わせて申請することができます。
- (3) 同一の景観重要建造物に係る補助金の限度額は、10年間で600万円となります。
- (4) 対象行為が2以上ある場合で、補助金を合算した額が一会計年度につき300万円を超えるときは300万円となります。(詳しくは岡崎市景観形成補助金等交付要綱を参照)

※補助金の交付は、市の予算の範囲内とし、予算を超える場合は、申請額を交付できない場合もありますので御了承ください。

対象行為	補助対象の範囲	実施例	補助金の限度額
1 景観重要建造物の外観の保全に必要な修理・修景工事（外装材及びこれを必要な部分に緊結するための下地材並びに構造耐力上主要な部分を含む。）	原則として対象物の建築と同じ工法・構造を用いること。やむを得なくその他の工法・構造とする場合は、できるだけ再現した様態を保持したものとする。	<input type="checkbox"/> 屋根の葺替え <input type="checkbox"/> 屋根の塗替え <input type="checkbox"/> 外壁の張替え <input type="checkbox"/> 柱及び梁の改修 <input type="checkbox"/> 木製建具への交換	300万円
2 上記に係る設計（測量及び試験を含む。）	使用材料は建築時と同等又は、それ以上の耐久性を有する物を使用すること。ただし入手及び加工が困難なものについては、当時の風合いを再現できる意匠とした場合はこの限りではない。		50万円

「外観」は補助の対象となります
「内部」は補助の対象となりません！



3 受付期間

4月～12月末
工事の完了、実績報告書提出までを申請年度の2月下旬までに行う必要があります。

▶工事を始める前に市へ補助金交付申請をする必要があります。（申請の流れは裏面を参照）

▶請負契約は市の補助金交付決定通知の後に締結してください。

4 必要な書類等

口詳細は「岡崎市景観形成補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）」を参照ください。
口別途、交付申請の前に景観重要建造物の現状変更の許可を受けることが必要です。
詳細は「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続に関する要綱」を参照ください。

（1）事前相談（要綱第7条）

補助金交付申請前

- 景観重要建造物補助金の交付を受けるには事前に市へご相談ください。
申請に必要な書類等、手続きについてご説明いたします。

（2）交付申請（要綱第8条） 正・副各1部

請負契約・着手前

① 市費補助金等交付申請書（様式第1号）	
② 位置図	当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面
③ 設計図書（図面及び仕様書）	当該行為の各種図面（着色）、仕様部材表等の仕様書
④ 工事費又は委託費見積書の写し	補助対象部分の算出に必要な詳細な見積書（工事の内容や使用する材料や数量等がわかるもの）
⑤ 現況写真	A4用紙に写真を印刷 平面図に撮影位置を記載すること 現状及び周辺の状況が確認できるもの 工事の予定箇所が確認できるもの
⑥ 市費補助金申請に係る消費税 仕入税額控除確認書	消費税額を含めて申請する場合に限る
⑦ 所有者の同意書	所有者以外が申請する場合に限る
⑧ その他市長が必要と認める書類	補助対象見積額等算出表 材料カタログ写し等

市は審査後、「交付決定通知書」を交付します。

※請負契約は交付決定通知の後に締結してください。

（3）実績報告（要綱第12条） 正・副各1部

工事完了後1ヶ月以内

① 市費補助金等実績報告書（様式第7号）	
② 収支決算書	
③ 工事又は委託請負契約書の写し	
④ 工事又は委託代金支払領収書の写し	補助金対象部分が分かるように
⑤ 景観重要建造物補助行為に係る写真 その他行為の状況を示す資料	すべての工事箇所が確認できるもの 事前協議時と同じ撮影位置が望ましい
⑥ その他市長が必要と認める書類	

やむを得ず年度末に工事完了する場合は、3月31日までに提出してください。
市は審査後、「交付額確定通知書」を交付します。

（4）請求書（市所定様式）

提出後補助金交付

5 留意事項

- (1) 補助行為の請負契約や着手は、必ず、補助金交付決定後に行ってください。
- (2) 補助金の交付は、市の予算の範囲内とし、予算を超えるときは、申請額を交付できない場合があります。
- (3) 補助金の増額変更へは、対応できない場合があります。
- (4) 補助金の交付を受けて補助対象行為を行った建造物（付帯する各種設備等も含む。）は、原則、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は外観の変更を行うことができません。ただし、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を基準に、補助金の交付の目的及び当該建築物等の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときはこの限りでありません。
- (5) 景観重要建造物は、景観法第22条において、その現状変更が制限されています。増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をする場合は市長の許可が必要です。（通常の管理行為等は除きます。）
許可にあたっては、岡崎市景観審議会への意見聴取の手続が必要となります。
- (6) 交付決定後、補助行為の内容に変更のないよう御検討の上、申請してください。
やむを得ず変更する場合は、「岡崎市景観重要建造物補助行為内容変更承認申請書（様式第3号）」を提出してください。
- (7) 補助行為を中止又は廃止する場合は、「岡崎市景観重要建造物補助行為中止・廃止承認申請書（様式第5号）」を提出してください。
- (8) 補助対象行為が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となつたときは、速やかにその理由及び遂行状況を報告してください。
- (9) 「実績報告書」は工事完了から1ヶ月以内に提出してください。なお、やむを得ず年度末に工事完了する場合は3月31日までに提出してください。
- (10) 所有者に対し、補助対象行為に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことがあります。
- (11) 建築基準法等の関係法令を遵守してください。

■修理

建造物の現状を維持しながら、あるいは復原的な手法を用いて、老朽化等により損傷した部分を同等の材料で健全な状態に直すことをいいます。

■修景

建築後の改修等により建築様式など形態意匠が改变された部分を良好な景観形成に資する形態意匠に整備することをいいます。

■外壁

仕上げ材料及びこれを必要な部分に緊結するための下地材料（胴緑、防湿シート等）、取り合い金物を含みます。

■屋根

仕上げ材料及びこれを必要な部分に緊結するための下地材料（垂木、野地板、防水シート等）、鼻隠し、破風板、軒裏、水切り等の取り合い金物を含みます。

■景観重要建造物の保全に寄与すると市長が認めるもの

例えば、工事に係る監理を行うための経費のほか、消火設備（建築物等に固定されたものとし、移動が容易なものは除く）、防火水槽、消火栓など延焼等を防止するために有効な屋外に設置されるものなどが補助対象となります。（一般的な小型消火器は補助対象となりませんが、木製収納箱などは補助対象となります。）